

企画提案書等の作成に係る留意事項

1 提出書類

参加表明書を提出した者は、次の書類を作成し、企画提案書（様式 4）に添付し、提出すること。

2 記載上の留意事項

- (1) 用紙サイズは、原則として A 4 版で作成し、文字のサイズについては、10.5 ポイント以上、上下左右に 20mm 以上の余白を設けるものとする。
- (2) 用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計算法によるものとする。

3 内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実績 (様式 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 5 年間（平成 29～令和 3 年度）の放課後児童健全育成事業の業務実績を記載すること。 ・ 指定様式により記載すること。（枚数制限なし） ・ 提出部数：4 部
契約書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記業務実績を証明するもの（契約書写し、履行証明書等）を添付すること。（基本的に「契約件名」及び「契約者が本プロポーザル参加事業者であること」が判断できる紙面のみで構わない） ・ 提出部数：1 部
企画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画内容については、下記の項目について必ず網羅した上で、貴社の体制におけるアピールポイント等を記載すること。 ・ 用紙サイズは A 4 版とし、片面を 1 ページとし、50 ページ以内とすること。 (1) 支援員等の人材確保、研修計画及び地元雇用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な運営を行うにあたっての人材確保について ・ 支援員等の研修計画について ・ 支援員等の地元雇用について ・ 児童が増加した場合の職員確保について (2) 児童の育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の健全な育成支援に関して ・ 障害や特別な支援を必要とする児童の援助方策について ・ 保護者・学校との連携や信頼関係の構築について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者や児童からの苦情要望への対応について (3) 安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の事故防止及び衛生管理の取り組みについて ・ 災害や不審者の侵入等非常時に備えた安全確保策について (4) 独自提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブ運営業務への独自提案について (5) コスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 経費削減等の取組について ・ 提出部数：4部
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の点に留意すること。 (1) 地方税及び地方消費税を含まない額で記載すること。 (2) 年度ごとに記入し、人件費、間接経費及び管理費等の内訳を明記すること。 (3) 別紙「放課後児童クラブ運営業務に係る委託料積算基準」により見積もること。 ・ A4版1ページとし、提案者の記名押印の上、提出すること。 ・ 本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税であるものとして取り扱う。 ・ 提出部数：1部

放課後児童クラブ運営業務に係る委託料積算基準

1 支援員人件費について

(1) 開設日

放課後児童クラブは、次に掲げる日を除き、毎週月曜日から金曜日までとする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 条）に規定する休日

ウ 8 月 13 日から同月 17 日までの日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 6 日までの日

ただし、台風、大雪等による気象警報の発令時、地震発生時、小学校の運動会及び授業参観の振替日など、これを変更する場合がある。

なお、開設日数は概ね 236 日/年度（平日 202 日、長期休暇 34 日）とする。

(2) 開設時間

①平日 5 時間 00 分（13:00～18:00）

時間単価×5.0H×開設日数×支援員数

②長期休暇 10 時間 00 分（8:00～18:00）

時間単価×10.0H×開設日数×支援員数

(3) 各施設必要支援員配置数・利用児童定員数

クラブ名	必要支援員配置数	利用児童定員数
東陽児童クラブ	2 人	3 5 人
西陵児童クラブ	2 人	3 5 人
北辰児童クラブ	2 人	3 5 人
加配（※）	要協議	要協議

※障害児等の入所状況により変動するため、協議の上決定する。

2 支援員の法定福利費

保険年金、介護保険、労災保険、雇用保険、福利厚生費は必要な金額を積算すること。

3 運営費

運営に必要な経費（消耗品費、食料費、保険料等）を積算すること。

4 管理費

本部事業所の管理経費、クラブ巡回費用等を積算すること。